

令和2年4月27日

保護者各位

めいろうこども園長 圖師和俊

休業・営業時間短縮要請に伴う登園自粛要請について

緊急事態宣言に伴う本園の考え方については、24日（金）に文書をお配りしたばかりですが、図らずもその日の午後に、県より「休業・営業時間短縮協力要請」が報道発表されました。その中で、基本的に休業の要請をする施設に幼稚園（認定こども園1号認定）、また基本的に休業・時間短縮を要請しないが、家庭での対応が可能な利用者への利用の自粛を要請する施設に保育所（認定こども園2・3号認定）及び放課後児童クラブが示されてました。

急遽市当局に対応を問い合わせたところ、下記のとおり正式に依頼がありましたので、取り急ぎお知らせ致します。

記

☆ご家庭でのお子さんの保育が可能な場合は、1号及び2・3号に関わらず登園を控えていただきますようお願い致します。ただし、それが不可能な場合は、通常どおりの保育を利用いただけます。

☆要請期間：令和2年4月25日（土）～5月6日（水）

※国・県の状況及び市の判断により期間の延長を行う場合があるそうです。

☆上記期間内に登園を自粛いただいた際の保育料については、日割り計算となります。

自粛される場合はお手数ですが、その旨ご連絡いただきますようお願いいたします。